

住民監査請求 意見陳述補充書（案）

1. 意見陳述にあたって

本件住民監査請求は、「請求の趣旨」として「宮城県知事に対し、がれきの広域処理に関する違法な公金の支出に対し、地方自治法第 242 条の第 1 項に基づき住民監査を行い、当該行為を防止し、当該契約を是正することを求める。」とした。

今回意見陳述の中では

- 1) 震災廃棄物（＝震災がれき）の環境省による全国広域化計画自体、すでに処理の行く先が決まっていたがれきを、2重にカウントするという違法な政策だった点についての事実指摘を行う。

8月31日に宮城県が北九州市との間で締結した委託契約（資料4）は、住民監査請求の中で指摘した2点（①コストの高い契約への転換、②鹿島JVとの契約締結しているものを2重に契約）の法律違反を含んでいたが、北九州市以外の自治体にも広域化しようとしていたがれき自体が、2重カウントされ、政策として必要性がなかったことを指摘し、住民監査請求の補充意見とする。
- 2) 宮城県と鹿島JVとの業務委託契約（資料2）の変更提案（資料3）の内容を改めて分析し、
 - ① 当初契約の杜撰さ
 - ② すでにながれきの広域化が必要なくなっている点を指摘する。
- 3) 宮城県と鹿島JVとの業務委託契約書類について、書証提出し、その書証からもがれきの広域化が必要ない点について論述する。

2. 宮城県石巻ブロックのがれきの広域化

1) 広域化の計画内容

今回のがれきの広域化は、被災3県（福島県、宮城県、岩手県）の2、250万トンの内、福島県を除く、被災2県から約400万トンのがれきを（宮城県344万トン、岩手県57万トン）広域化すると環境省から発表された。石巻Bのがれいは、293万トンが広域化されると計画されていた。

震災がれきは、廃棄物処理法に基づき、発生した市町村で処理する一般廃棄物として処理し、市町村が処理できない分を当該県に委託し処理する方法を取った。宮城県は、県内14市町村から委託されたがれきを4つのブロック（石巻、気仙沼、名取・亶理、宮城東）に分けて処理した。宮城県の大半を占める石巻ブ

ロック（＝石巻 B）のがれきは、石巻市、東松島市、女川町から委託されたものである。

宮城県と石巻Bのがれきの発生量、県受託量、広域化計画量について、のがれきの見直し前（当初）と見直し後の量を一覧表に表1としてまとめてみた。環境省や宮城県から発表されるこれらの量は何度も発表され、発表のたびに数値が違い、全体の流れをつかみにくいが、基本になるデータを環境省と宮城県の公式データから抽出した。その出典を下記に記す。

表1 宮城県と石巻Bのがれき量の推移

		当初			見直し後		
		発生量	県受託量	広域化計画	発生量	県受託量	広域化計画
宮城県		1819, 4	1107	344	1200, 4	676	127
石巻B	石巻市	638, 3	581	—	445, 8	308	—
	東松島市	156, 8	84	—	83, 8	3	—
	女川町	51, 2	21	—	28, 6	1	—
計		846, 3	685	293	558, 2	312	73(*1)

（計は石巻Bの計）

<表の出典>

*発生量（当初）：「災害廃棄物処理施設建設工事等を含む災害廃棄物処理業務（石巻地区）の概要（H23. 9. 16宮城県生活環境部）」（追加資料1）

*県受託、石巻B受託量（当初&見直し後）：「宮城県H24年5月21日記者発表資料」（追加資料2）

*発生量（見直し後）：「沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況（H24年5月21日）」（環境省）（追加資料3）

*広域化計画量（当初）：環廃対発第12031600号&別紙（追加資料4）

*広域化計画量（見直し後）：「災害廃棄物推進量の見直し及びこれを踏まえた広域処理の推進について（H24年5月21日）」環境省リサイクル対策部（追加資料5）

2) 業務委託していたがれきを2重カウント

石巻Bで、県が当初、受託した量は、685万トン。そのすべてにあたる685万トンを、県は、鹿島建設（株）などの大手ゼネコンからなる鹿島JV（ジョイントベンチャー）に業務委託していた。業務委託量が685万トンであることは、宮城県の「災害廃棄物処理施設建設工事等を含む災害廃棄物処理業務（石巻地区）の概要」（追加資料1）でも、確認することができる。ここでは、廃棄物6、854千トンすなわち685,4万トンとに記載がある。この契約は、

仮契約（資料2）を2011年9月6日に、議会承認後同月16日に正式契約として発効させている。

従ってこの時点で宮城県が石巻Bのがれきとして、広域化等に持ち出すがれきは無くなり、そのがれきの管理権は、鹿島JVに任されていた。

ところが、環境省は、2ヵ月後の11月21日に、第3次復興補正予算で、全国の自治体で広域処理するための広域化予算を成立させた。宮城県と岩手県のがれきを約400万トン、その内宮城県が約9割の344万トン、その8割の293万トンを石巻ブロックの広域化量としていた。県が受託した石巻Bのがれきで見ても、全て鹿島JVに丸投げ委託している以上、293万トンは全く架空の数字だった。

もし宮城県が鹿島JVに委託した685万トン以外に293万トンがあるとしたら宮城県は3市（石巻市、東松島市、女川町）から685万トンと293万トンを足し合わせた978万トンを受託していなければならなかった。

このように環境省の全国広域化計画は、宮城県石巻Bのがれきの広域化で見ても、当初計画として685万トンしかないがれきを、293万トンも2重にカウントするという大きな間違いを犯していたことが分かる。

3) 当初計画からの撤退

この計画の下に環境省は、2012年3月16日に「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第1項に基づく広域的な協力の要請について」（追加資料4）を環境大臣名で都道府県知事あてに送っている。

このように環境省は、少なくとも今回の住民監査請求に係わる宮城県石巻Bのがれきについては、685万トンの内293万トンを2重にカウントし、都道府県を通して、市町村の焼却施設でがれきの焼却を行うように働きかけを行っていた。もしそのまま全国の市町村でこのがれきの受け入れを行っていたら、国の交付金が2重に交付され、税の無駄使いが行われていた。

北九州市の市民検討委員会を中心にした調査グループが、この事実気づき、宮城県に2012年7月に通知、警告した。

そうした経過もあって、環境省は宮城県発のがれきの広域化を実質諦め、がれきの発生量の見直し以降も16都府県に広域化を進めようとしていたのを、8月7日に閣議決定した「工程表」では、宮城県について「可燃物・・・新たな受け入れの調整は行わなわず、表6に記載の自治体において、・・・広域化処理の実現に全力を挙げる」（追加資料6）とし、その表6では、石巻Bについては、東京都、北九州市、茨城県と調整するとした。

もともと宮城県が業務委託していたがれきを2重契約し、進めようとしていた環境省の広域化政策が破たんしたと言える。

住民監査請求書本文でも、すでに宮城県が石巻Bのがれきの処理について、受託していたがれき全量を鹿島JVに処理委託していた中で、そのがれきを北九州市に委託するという2重契約の違法を犯していることを記載した。その上で、環境省の広域化計画自体が、2重契約の違法を含んだ計画であり、その計画を環境省が、止めようとする中で、なおかつ北九州市と8月31日に契約締結した悪質性は、見逃すことができない。

3. 木くずが100万トン無くなっていた。

100万トンもの木くずが忽然と消えてしまった。宮城県石巻ブロックの震災がれきの中の木屑が、昨年9月の契約時点では、宮城県が、115万トンあると発表し、民間業者（鹿島JV）に委託していたものが、今年9月の契約変更では、4万トンに111万トンも減ってしまっていた。表2参照（資料3から）

表2 宮城県（石巻B）の鹿島JVとの業務委託契約の変更前と後の内容

1、処理量(県の業務対象量)	単位：万トン		
	変更前	変更後	増減
木くず	115	4	-111
混合物(可燃・不燃)	431	223	-208
コンクリートくず	112	62	-50
アスファルトくず	19	1	-18
金属くず	8	6	-2
その他	—	14	14
小計	685	310	-375
津波堆積物	292	43	-249
合計	977	353	-624

木くずは、環境省提唱のがれき全国広域化の主要素材である。環境省は、全国の市町村の焼却炉を使って、木くずを焼却したいとし、「がれきと言っても、木屑であり、焼却しても問題ない」と説明していた。

北九州市の場合住民説明会で、受け入れるのは「基本的に木くず」と説明し、東京都の場合も「80数%は木くずだ」と説明してきた。

ところがその木くずが、約100万トンも下方修正されている。宮城県が業務委託した鹿島JVとの契約を、今年9月議会で契約変更する議案を提出し、それが承認されたのである。

削減されたのは、木屑だけでなく、宮城県が示した契約変更の内容を見ると

*がれきの総量、685万トンから310万トン 約55%減

*津波堆積物、292万トンから43万トン 約85%減

*処理総量、977万トンから353万トン 約64%減

*木屑、115万トンから5万トン 約97%減

鹿島JVとの契約変更は、軒並み削減分は過半を超え、木くずに至っては、97%も削減されている。津波堆積物まで含めると合計量は、977万トンから353万トンに、約65%も削減する計画となっている。

がれきの発生量の当初の推計を間違っただといっても、間違い量は、約30数%である。

契約にあたっての契約数量の見積もり間違いは、はるかに多く、いかに杜撰に契約数量を見積もっていたかが分かるが、今回の契約変更によって委託金額は、契約金額(19230億6千万円)の約3割の640億円が削減され、追加投資の200億円が認められ、結局約440億円の削減になって議会承認された。見積もりが正しく行われていればもともと半分以下の1000億円未満の事業であった。

すでに設備投資が行われていると言っても4万トンぐらいと分かっていたら、木くずの処理用に購入した選別用の「旋回スクリーン」1次破碎用の「ディスク型2軸せん断破碎機」2次破碎用の「ハンマー式衝撃せん断機」も必要なく、木くずは運搬車両の2割を占め、その運搬車両も97%必要なかったことになる。

そして何よりも、現段階で、広域処理の主要素材としていた木くずが、

4万トンを残して無くなったのであるから、広域化の必要はすでに無くなっていると言える。

木くずは、今回の変更契約量によれば、4万トンになっている。鹿島JVとの契約は、昨年2011年の9月であり、契約上の取り決めから言うと2011年10月から作業を開始することになっている。契約変更した今年9月までは、従来契約の下に、業務が進められてきているはずである。何しろ木くずの選別や破碎のための機械は、115万トン进行处理できる設備が投資されている。4万トンなど約1か月あれば作業完了してしまう量である。

現状木くずは、もうないと言ってよい状況と考えられる。

従って、広域化する必要はない。無いというよりは、広域化しようにも木屑は無いはずである。

4. その他(口述)